

第 14 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 25 日（水）午前 9 時 30 分から 10 時 07 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎			
農業委員	1 番	久保田 力雄	2 番	砂坂 浩一郎	
	3 番	高田 真盛	4 番	黒木 りか	
	5 番	小山 幸良	7 番	寺内 秀昭	
	8 番	福 富久			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	野里 一則	ロ.	片板 大作
ハ.	雨田 俊哉	ニ.	原田 晃生
ホ.	小脇 尚武		

4. 欠席委員

農業委員	6 番	中之藪 堅二郎	9 番	中畠 一三
	1 0 番	上山 幸夫		

農地利用最適化推進委員（順不同）

ヘ.	崎田 善昭	ト.	浦口 啓一郎
チ.	上妻 亜紀		

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 6 年度第 5 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農業委員 議席番号6番 中之藺堅二郎委員、9番 中畠一三委員、10番 上山幸夫委員。
農地利用最適化推進委員 崎田善昭推進委員、浦口啓一郎推進委員、上妻亜紀推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 長 ただ今から、第14回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号5番 小山幸良委員、8番 福富久委員を指名します。
- 議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第5号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権7件を定めたいので、承認を求めます。
資料の3ページをご覧ください。
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。
存続期間は令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間で6件、令和6年12月1日から令和13年3月30日までの6年4ヶ月が1件の合計7件です。
資料は4ページ、内訳書になります。
整理番号1番、南種子町〇〇××番地、A・89歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・71歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか5筆、地目はすべて田、面積は6筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇万円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は7ページに添付しております。
整理番号2番、南種子町〇〇××番地、C・72歳から公益財団法人鹿児島

島県地域振興公社を通じ、D・58歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて田、面積は2筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は8ページに添付しております。

整理番号3番、西之表市〇〇××番地、E・77歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・58歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は9ページに添付しております。

整理番号4番、京都府宇治市〇〇××番地、F・90歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、G・68歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか2筆、地目はすべて田、面積は3筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は10ページ、11ページに添付しております。

整理番号5番、南種子町〇〇××番地、H・76歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・44歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか2筆、地目はすべて田、面積は3筆合計●●㎡で水稻を耕作します。権利の種類は使用貸借権で、期間は5年の再設定です。図面は12ページに添付しております。

整理番号6番、鹿児島市〇〇××番地、J・70歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・44歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか8筆、地目はすべて田、面積は9筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は13ページ、14ページに添付しております。

6ページをお開きください。

整理番号7番、南種子町〇〇××番地、K・84歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、L・51歳が耕作者で、前耕作者の解約に伴う耕作者変更となります。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか5筆、地目はすべて田、面積は6筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円の年額〇〇円で口座振込、期間は残存期間の6年4ヶ月です。図面は15ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長
2番委員
事務局
2番委員
事務局

はい、2番委員。

使用貸借権というのは、賃料というのは発生しないのですか。

はい。賃借料は発生しません。

どういう中身になるんでしょうか。説明をお願いします。

これが賃借権であれば、物納なり賃料なりが発生します。使用貸借権の場合はそこを借りて作付けするだけで成立するので賃借料は発生しません。

2番委員
議 長

はい。分かりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長
事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：M、譲受人：N 外1件を議題にします。

それでは、事務局より説明をお願いします。事務局。

資料16ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、所有権移転2件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、愛知県みよし市〇〇××番地 M。

譲受人が、屋久島町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は19ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、屋久島町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は24ページから添付しています。

以上2件につきましては、9月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番委員 　整理番号1番・2番の担当委員は、私ですので、12番が説明します。
屋久島町のNさんは、1年前に〇〇の砂地を利用して薬草を作りたいということで、去年から私が借りている畑の一部に〇畝から〇畝ほどですがツルボという薬草を栽培しまして、その結果ここは良いということで、ツルボをもっと作りたいということになりました。このツルボという薬草は3年くらい経たないと収穫できないということで、もっと面積が必要であるので、今回Mさんの畑とそこに隣接している〇さんの畑を借りることになりました。こちらは荒れており、以前は葉タバコを栽培していたので、活用されるのは非常に良いことだと思います。砂地ですので年中草むしりなどに通わなければいけないということではないので、屋久島からでも通って管理することはできると思います。芽の管理は我が家でしています。以上で説明を終わります。

議長 　　質疑はありませんか。これから懇談に入ります。

議長 　　懇談を解きます。ほかに質疑はございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 　　異議がないようですので、議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 　　議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：P、譲受人：Q 外1件を議題にします。それでは事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 　資料の29ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が2件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 P。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Qです。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番の一部で、地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。

工事計画は、令和6年10月から令和7年3月までの6ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇万円、土地造成費〇〇万円、居宅の建築費〇〇万円、カーポート〇〇万円の合計〇〇万円となっており、全て融資で賄うものです。

転用目的は、一般住宅・カーポートです。

転用事由の詳細としましては、「現在社宅住まいで3人の子供も成長し手狭になってきたため、当該地を買い受け、一般住宅を建築するもの」とのことです。

周囲の状況につきましては、北側、東側に農地、西側は農道に面しております。南側の残地につきましては、分筆後譲受人が農地として取得予定とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

- (1)造成計画が、盛土・切土を最高0.3m行う。
- (2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3)周辺農地に対しての支障対策として幅2m程度の緑地・緩衝地を設ける。
- (4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域内及び都市計画区域内で、農用地区域からの除外については、令和6年9月3日付け公告済みとなっております。農地区分は「第1種農地」の「集落接続施設」に該当し、所有権移転によるものです。なお、申請面積が500㎡を超えているため、32ページに理由書、別紙に現地の写真を添付しておりますので、お目通し願います。その他参考資料は22ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 R。

譲受人が、滋賀県大津市〇〇—×× Sです。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番の一部で、地目は畑、地積は●●㎡のうち●●㎡です。

工事計画は、令和6年10月から令和7年1月までの4ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円の合計〇〇円となっております。自己資金で賄うものです。

転用目的は、加工品原料保管室です。

転用事由の詳細としましては、「有機栽培のサトウキビを原料に健康食品を製造しており、前年度に初めて製造を開始し、大量生産をしていく上で既存の施設では手狭となり、原料受入室兼原料処理室であったところを原料処理室だけに変更したことで、本申請地を整備し原料受入保管室敷地として利用するため。」とのことです。

周囲の状況につきましては、東側に譲受人所有の宅地を挟んで町道があり、そのほかは農地、原野等に囲まれております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

- (1)造成計画が、盛土・切土を最高0.2m行う。
- (2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3)周辺農地に対しての支障対策として幅2.48m程度の緑地・緩衝地を設ける。

(4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水については「排出しない」となっております。

なお、申請地は農用区域内であります。利用変更申請については事前に行っております。都市計画区域内で、農地の区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。参考資料は22ページから添付しています。

この件につきましては、9月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、3番委員。

3番委員 PさんとQさんとの関係については、親戚関係ではありませんが、Pさんの息子夫婦と交流があり、仲良くしている関係で、この土地の売買について話がありました。

現地につきましては3月まではサトウキビの栽培をしていましたが、その頃から話がありましたので、現在は何の作物も作付けしておりません。その間農用区域に入りましたので、農用区域からの除外申請等の手続きを経て、今回5条の許可申請しております。お子さんの方が来年4月入学ということで、それに合わせて住宅を作りたいとの申請でしたので、特に問題等はないと思いますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長 長 整理番号2番の担当委員は、10番委員ですが本日欠席ですので、地区担当委員の農地利用最適化推進委員の二推進委員にお願いできますか。

二推進委員 はい、10番委員が欠席のため代理で報告します。今回の申請は所有権移転でございます。令和5年9月にRさんがTさんから土地を買って、サトウキビを作付してありました。Rさんが勤めていた健康食品の会社の規模拡大のためRさんが所有していた土地●●㎡・建物●●㎡ほかを今回会社に譲渡するものです。RさんはSの社員でもあります。会社は以前から有機栽培によるサトウキビを原料とした健康食品を製造販売しておりますが、現在の施設が規模が狭く、今後大量生産をしていく上で現在Rさんが栽培している原料を受け入れ、原料の保管施設を造る計画であります。既存の建屋の並びに建設します。サトウキビの受け入れが確実であること、またバカス処理する施設が必要であることから、今回計画を申請したものであると聞いております。被害防除計画及び誓約書の通り問題はないものと思いますので、検討のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 長 ありがとうございます。以上で説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人:Uを議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。
42ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、件数は1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 U。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

登記地目は畑、地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成13年頃です。

現況としましては、『申請地は平成13年頃より耕作をしておらず、竹木類が生い茂った状態であり、山林として利用され現在に至っている。』とのこと。

参考資料は43ページから添付しております。

この件の内容につきましては、9月10日の現地調査において相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、6番委員。6番委員が欠席のため、推進委員の二推進委員、お願いできますか。

二推進委員 6番委員の代理として報告いたします。所有者であるVさんは亡くなっており、今回申請したのが息子のUさんとなっております。6番委員と共に現地を確認いたしました。

この土地は平成13年より耕作していないということで周りは竹が生えており、中の方には杉が生えている状況でもう20年以上経っており、現状は山林化しております。息子さんも農業をしていないということで今回非農地の申請が上がったものと思われます。判断のほどよろしく申し上げます。

議長 以上で説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第4号については、原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、第14回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。